

第 177 回 定時株主総会招集ご通知



日 時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

札幌市東区北七条東二丁目1番1号
北ガスグループ本社ビル 2階

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

ネットで招集のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。



北海道瓦斯株式会社

証券コード 9534

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より当社グループの事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

アフターコロナの社会・経済活動が本格化してきた一方で、エネルギーはもとより、各種素材、食料などの価格は高止まりし、サプライチェーンの混乱も続いています。天然ガス・LNGについても、世界的に需給がタイトな状態が続いており、今後も不透明な状況が続くものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループでは、北ガスグループ経営計画「Challenge 2030」の2年目を迎え、以下の3つの主要施策に引き続き取り組んでまいります。

1. 「総合エネルギーサービス事業の進化による分散型社会の形成」
2. 「カーボンニュートラルへの挑戦」
3. 「デジタル技術の活用による事業構造変革」

安定的に高いレベルの利益を生み出せる強固な事業基盤を作り上げ、構造改革を進めるとともに、創出した利益・成果を成長投資に振り向けることで、引き続き「Challenge 2030」の目標の早期達成を目指してまいります。

当社は、これからも「安全・安心・安定供給」を第一に、総合エネルギーサービス事業を展開することにより、省エネの推進や再生可能エネルギーの活用等による脱炭素化の取り組みに加え、災害に強いまちづくりに向けた取り組みを推進し、地域とともに成長する企業グループを目指してまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



北海道瓦斯株式会社
代表取締役社長 川村 智郷

証券コード9534
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株 主 各 位

札幌市東区北七条東二丁目1番1号
北 海 道 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役会長 大 槻 博

第177回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第177回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第177回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。なお、同事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

<当社ウェブサイト>

<https://www.hokkaido-gas.co.jp/ir/irinfo/investor/meeting/index.html>



<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※アクセス後、証券コード（9534）を入力・検索し「基本情報>縦覧書類/PR情報」をご選択ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を事前に行使することができます。株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月26日（月曜日）午後4時までに、書面またはインターネット等により事前行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 札幌市東区北七条東二丁目1番1号
北ガスグループ本社ビル 2階 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第177期（2022年4月1日から
2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件 |

4. 議決権行使の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

会社法改正に伴う電子提供制度への当社対応

株主総会資料の電子提供制度が開始されたことを踏まえ、今回より株主総会資料の電子提供を行っております。事業報告・計算書類・監査報告等は、当社ウェブサイト等にてご確認ください。

ご送付させて
いただいた資料



議決権行使書



事業報告書の一部
株主総会参考書類

※書面交付請求をされた株主さまには、電子提供資料の一式を送付しております。

電子提供資料



事業報告・監査報告
株主総会参考資料・連結計算書類等



パソコン・スマートフォン
から閲覧

インターネットによる動画配信のご案内

当社ウェブサイトにて、株主総会当日に上映する事業報告動画を先行配信するほか、後日、株主総会当日の様相を動画配信いたします。

- 事業報告の映像 2023年6月19日（月）17時より配信予定
- 株主総会の模様 2023年6月30日（金）17時より配信予定

<https://www.hokkaido-gas.co.jp/ir/irinfo/investor/meeting/>



事前のご質問受付についてのご案内

事前のご意見・ご質問等をお受けしています。株主さまから多くお寄せいただいたご質問につきましては、株主総会にてご回答させていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

ご質問方法

以下のURLまたは右のQRコードより事前質問受付フォームにアクセスいただき、必要事項をご入力ください。

<https://docs.google.com/forms/d/1tkNaWPxF3ZD2lnOp45cGMb3ifAbJrpchTLXjLZXTxOw/edit>



受付期間

2023年6月1日（木）から2023年6月20日（火）17時まで

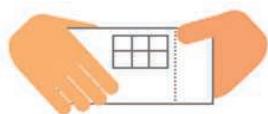
■ 議決権行使についてのご案内

株主総会に出席される場合

会場受付にご提出



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

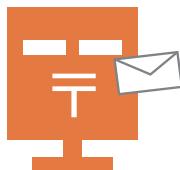


株主総会開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時

株主総会に出席いただけない場合

郵送によるご提出



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。

議案に対する賛否をご記入ください

議決権行使書

こちらを切り取って
ご返送ください

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後4時到着分まで

インターネット等 ご入力



次頁の「インターネット等による議決権行使について」をご参照のうえ、各議案の賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。▶

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後4時入力分まで

※議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証明する書面（委任状）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

インターネット等による議決権行使について

スマートフォンでQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

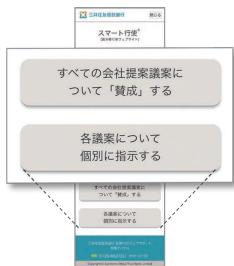
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

上記に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の機関投資家の皆さまは、議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

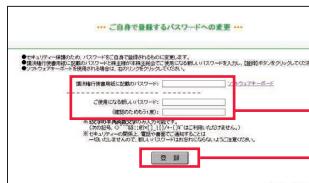
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

以上

取り組みのご紹介

当社グループは、2050年以降のカーボンニュートラルを展望しつつ、2030年を中間点と位置付けた北ガスグループ経営計画「Challenge2030」を策定し、様々な課題に取り組んでおります。ここでは「地域連携の強化」および「再生可能エネルギー電源の導入拡大」の取り組みについてご紹介します。

～ エネルギーの地産地消の取り組みを進めています ～

当社が進めるエネルギーの地産地消は、地域に賦存する再生可能エネルギーを活用するため、環境負荷軽減に加え、エネルギーセキュリティの向上にもつながります。当社は、これまでに様々な自治体と連携しており、当社の持つ知見やノウハウを活かしたビジネスモデルを展開し、地域の経済循環に取り組んでいます。

連携協定を締結した自治体 (2023年5月現在)

豊富町

豊富温泉に付随する未利用天然ガスの有効活用

夕張市

地域資源を活用した分散型社会の形成

函館市

安心・快適なまちづくりとカーボンニュートラルの実現

上士幌町

牛のふん尿による畜産バイオガス発電でつくられた電気の地域内供給（地産地消）をサポート。



南富良野町

「かなやま湖」に隣接する森林の一部を取得。森林が吸収するCO₂量をクレジット化し、事業活動に活用。



厚沢部町

町有の遊休地で太陽光発電を開始。今後は町内の農業用ダムを活用した小水力発電を検討。



～ 再生可能エネルギー電源を積極的に活用しています ～

カーボンニュートラルの実現に向けて、「北ガスの電気」を支える電源として、再生可能エネルギーの活用を積極的に進めています。また、それらを自社電源として活用することにより価格が不安定な市場からの調達を抑制するなど、収益向上にもつなげています。

当社グループの再生可能エネルギー電源

当社グループの再生可能エネルギー電源としては、2013年ソーラーファーム石狩の稼働を皮切りに、その後も苫小牧バイオマス発電所など、様々な発電所が稼働しており、2024年9月には石狩風力発電所の営業運転を開始する予定です。



太陽光発電

〔ソーラーファーム石狩〕
他に栗山太陽光発電所や
芦別太陽光発電所等



バイオマス発電

〔苫小牧バイオマス発電所〕



風力発電

〔稚内風力発電所〕
他に石狩風力発電所（建設中）

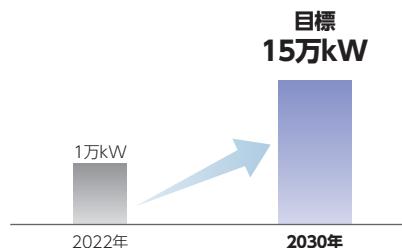
左記の再生可能エネルギー電源による年間総発電量は、一般家庭のお客さま約16,000世帯分の年間の電気使用量に相当します。

再生可能エネルギー電源の取扱量目標

当社は、北ガスグループ経営計画「Challenge2030」において、2030年までに再生可能エネルギー電源の取扱量を15万kWまで高めることを目標に掲げております。

目標達成に向けて、稼働済みの発電設備の取得など、引き続き様々な取り組みを積極的に展開してまいります。

再生可能エネルギー電源の取扱量



今後の取り組み

- ・稼働済み発電設備の取得・運用
- ・地域の遊休地を活用した太陽光発電の整備
- ・自治体との連携の拡大（2030年までに30か所）による地域資源のさらなる活用 等

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループの事業環境は、前半に新型コロナウイルス感染症が拡大したものの、後半には社会経済活動の持ち直しの動きがみられました。一方で、ロシアのウクライナ侵攻などに起因するエネルギー価格の高騰や急速な円安による経済への影響など、先行き不透明な状況が続きました。また、エネルギーの自由化による競争が一層厳しさを増す中、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、脱炭素社会を目指す動きがさらに加速するなど、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況のもと、当社グループは、「総合エネルギーサービス事業」の展開に加え、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は2期連続の増収、9期連続の増益となりました。連結売上高につきましては、都市ガスおよび電力販売量の増加に加え、原料費調整制度による販売単価の上昇等により、前連結会計年度に比べ37.7%増の174,840百万円となりました。また、経常利益は、ガス販売量の増加に加え、原料調達への取り組み成果や業務改革の推進等により、同83.4%増の13,395百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益および法人税等を計上した結果、同90.2%増の9,963百万円となりました。なお、連結売上高、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、過去最高を更新しました。以下、事業別の概要をご報告申し上げます。

連結売上高

(百万円)



連結経常利益

(百万円)

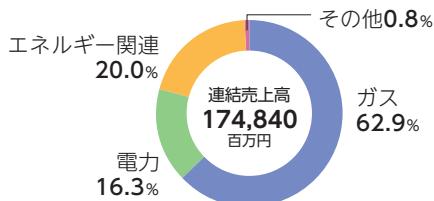


親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)

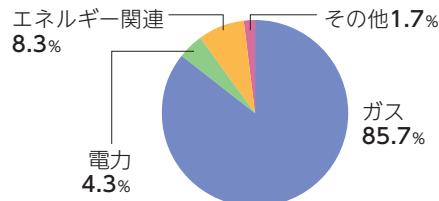


連結売上高の構成比

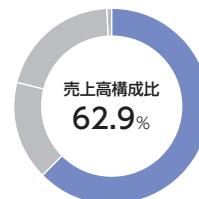


※連結売上高には、事業間の売上高を含んでおりません。

セグメント別利益の構成比

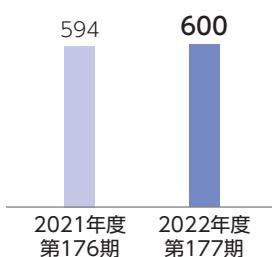


※構成比は、調整額を除き算出しております。



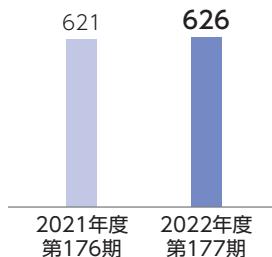
お客さま件数

(千件) (取付メーター件数)



都市ガス販売量

(百万m³)



■お客さま件数 (取付メーター件数)

新設件数が8期連続で1万件を超えるなど、家庭用を中心に新設件数が順調に推移したことにより、前連結会計年度末に比べ1.1%増加し、同6,278件増の600,882件となりました。

売上高

(百万円)



利益

(百万円)



■都市ガス販売量

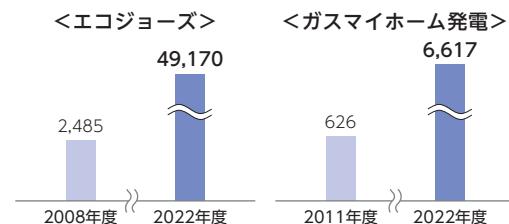
他のガス事業者向け卸供給を含めた総販売量は、同0.9%増の626百万m³となりました。そのうち、家庭用は、ガスマイホーム発電など、新築のお客さまの獲得が順調に進んだものの、春先と冬季の高気温などにより、同2.0%減の216百万m³となりました。また、業務用は、観光業の回復等に伴うホテルや飲食店を中心とした空調の稼働率向上等により、同1.5%増の386百万m³となりました。

■売上高・利益

売上高は、都市ガス販売量の増加に加え、原料費調整制度による販売単価の上昇等により、同51.3%増の112,853百万円となりました。

利益は、ガス販売量の増加に加え、原料調達を取り組み成果や業務改革の推進等により、同85.6%増の13,498百万円となりました。

エコジョーズ・ガスマイホーム発電の累計設置件数

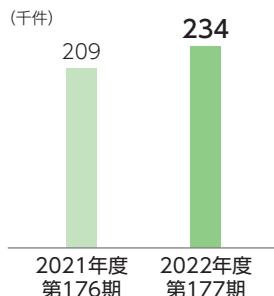


電力

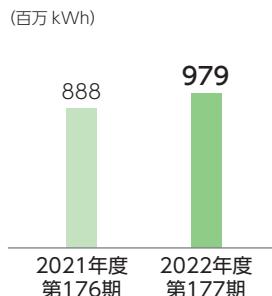
電力の製造・供給および販売



お客さま件数



電力販売量



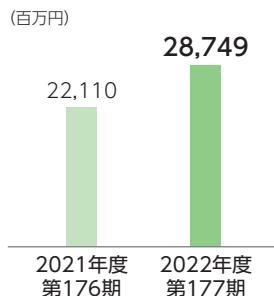
■お客さま件数

WEBマーケティング等のデジタルを活用した営業活動等により、家庭用のお客さま件数が着実に増加した結果、前連結会計年度末に比べ11.6%増加し、同24,316件増の234,083件となりました。

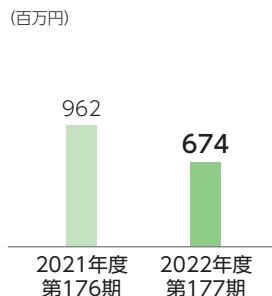
■電力販売量

お客さま件数の増加等による低圧の販売量の増加に加え、電力市場への卸売が増加したこと等により、同10.3%増の979百万kWhとなりました。

売上高



利益



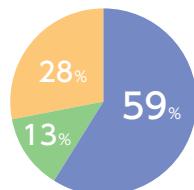
■売上高・利益

売上高は、販売量の増加に加え、燃料費調整制度による販売単価の上昇等により、同30.0%増の28,749百万円となりました。

利益は、北ガス石狩発電所等の自社電源の稼働により、市場価格高騰の影響を軽減したものの、発電および調達電力の単価上昇に加え、電気料金の燃料費調整制度における上限値超過影響により、同30.0%減の674百万円となりました。

当社の電源構成比

- 自社電源
- 相対電源
※企業等の自家発電から調達する電源
(再生可能エネルギー等)
- その他



自社電源の割合は59%となっており、高効率ガス発電の「北ガス石狩発電所」「北ガス札幌発電所」に加え、太陽光発電や木質バイオマス発電等で構成されています。今後も高効率で環境にやさしい電源構成を目指してまいります。

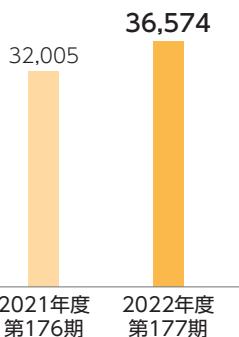
エネルギー関連

LPGの供給および販売、冷温熱の製造・供給および販売、
ガス機器販売および工事等



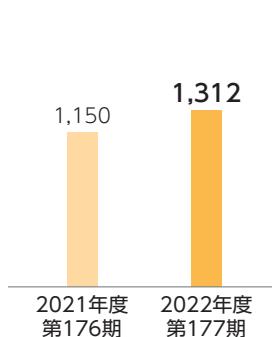
売上高

(百万円)



利益

(百万円)



■売上高・利益

売上高は、原料費調整制度による販売単価の上昇等によりLPG事業および熱供給事業が増収となったことや、工事・器具販売の増収により、前連結会計年度に比べ14.3%増の36,574百万円となりました。

利益は、器具販売の増収等により、同14.0%増の1,312百万円となりました。

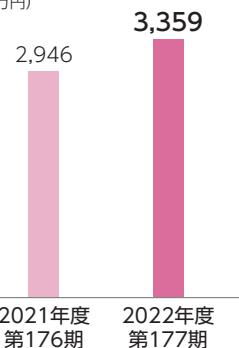
その他

水道検針、ビジネスサポート事業、システム機器の販売



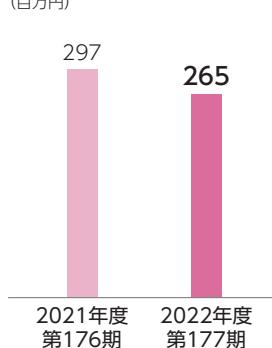
売上高

(百万円)



利益

(百万円)



■売上高・利益

売上高は、ITサービス事業の増収等により、前連結会計年度に比べ14.0%増の3,359百万円となりました。

利益は、ITサービス事業における大型物件の減少等により同10.8%減の265百万円となりました。

2. 設備投資の状況

設備投資総額は、前連結会計年度に比べ9,728百万円増加し、21,807百万円となりました。主なものには石狩LNG基地設備のリース資産の買取り8,294百万円、導管への投資7,571百万円があります。

区 分	2018年度 第173期	2019年度 第174期	2020年度 第175期	2021年度 第176期	2022年度 第177期 (当期)
製造設備 (LNG基地・工場等) (百万円)	1,752	1,218	796	159	8,719
供給設備 (ガス導管等) (百万円)	5,927	6,658	6,570	7,048	7,961
業務設備 (社屋修繕等) (百万円)	1,881	2,747	405	533	311
附帯設備 (熱供給・電力・LPG等) (百万円)	8,134	3,583	2,910	3,756	2,732
無形固定資産 (ソフトウェア等) (百万円)	852	710	446	583	2,083
合計 (百万円)	18,546	14,916	11,127	12,079	21,807

3. 資金調達の状況

石狩LNG基地設備や導管入替等の投資および社債の償還等に充当する目的で、長期借入金5,000百万円に加え第25回無担保普通社債10,000百万円 (20年1.450%)、第26回無担保普通社債3,000百万円 (5年0.634%) を発行しました。

これらの財務活動の結果、連結有利子負債の残高は、前連結会計年度末に比べ10,347百万円増加し、80,547百万円となりました。

4. 財産および損益の状況

区 分	2018年度 第173期	2019年度 第174期	2020年度 第175期	2021年度 第176期	2022年度 第177期 (当期)
売上高 (百万円)	121,174	126,375	118,161	126,957	174,840
経常利益 (百万円)	4,222	5,194	5,456	7,303	13,395
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,503	3,954	4,289	5,237	9,963
1株当たり当期純利益 (円)	198.95	224.58	243.59	297.39	565.62
総資産 (百万円)	149,566	150,345	151,223	160,433	183,797
純資産 (百万円)	46,910	50,411	54,234	59,195	67,996
1株当たり純資産 (円)	2,552.52	2,747.48	2,961.32	3,240.25	3,736.41
自己資本利益率 (ROE) (%)	8.0	8.5	8.5	9.6	16.2

- (注) 1. 2018年10月1日付で、当社普通株式について5株を1株とする株式併合を行っております。第173期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については、第173期期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
2. 第176期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号、2020年3月31日)等を適用しており、第176期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

5. 対処すべき課題

エネルギーの自由化の進展に加え、2050年カーボンニュートラルに向けた動きが加速する中、少子高齢化による社会構造の変化、国際情勢の変化による社会・経済への影響など、当社を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした中、当社グループは2050年以降のカーボンニュートラル時代を見据え、2030年を中間点と位置付けた北ガスグループ経営計画「Challenge 2030」を昨年策定し、「エネルギーと環境の最適化による快適な社会の創造」に向けて3つの主要施策に取り組んでおります。

1. 総合エネルギーサービス事業の進化による分散型社会の形成

機能的で効果的な省エネルギーの追求を大前提に、天然ガスの普及拡大を推進するとともに、ガスマイホーム発電やガスコージェネレーションシステムに、再生可能エネルギーも組み合わせた新たなエネルギーモデルの導入を進めます。また、北ガス版家庭用エネルギーマネジメントシステムである「EMINEL」や、地域のエネルギーセンターを核としたCEMSの導入など、エネルギーマネジメントシステムの標準化も進め、エネルギー効率が高く災害にも強い分散型エネルギー社会を形成します。

また、地方自治体等との連携により、地域の特性を活かした地産地消のエネルギーモデルの構築等にグループの総力をあげて取り組み、総合エネルギーサービス事業の全道への展開と、新たな事業の可能性を追求してまいります。

2. カーボンニュートラルへの挑戦

お客さまとの協働による省エネルギーの推進・天然ガスへの燃料転換を図るとともに、再生可能エネルギー電源の導入拡大や地域資源の活用にも取り組みます。また、ガス・電気の脱炭素化、水素・e-methane(合成メタン)等の次世代技術にも挑戦し、あらゆる手段と可能性を追求することで北海道の低・脱炭素化を牽引します。

2023年4月に着工した「北ガス石狩風力発電所」は、2024年9月の営業運転開始を目指しており、非化石価値を持つ再生可能エネルギー電源として、電力事業において最大限活用してまいります。

3. デジタル技術の活用による事業構造変革

事業に関するあらゆるデータを繋ぐ「情報プラットフォーム基盤」を構築し、事業構造の抜本的な変革を進めます。社内外の様々なデータを活用して新たな価値を創造し、「お客さまとの関係の深化」と「事業プロセスの変革」の実現を目指します。このプラットフォームを最大限に活用することで、量の拡大だけに依存しない価値創造型の事業基盤を構築してまいります。

お客さまとの重要な接点である会員サイト「TagTag」については、コンテンツの充実や利便性の向上に努めます。経済産業省の「省エネコミュニケーション・ランキング制度」において、当社は全国で唯一、都市ガス・電気小売事業の両部門で最高評価となる5つ星を2年連続で獲得しております。引き続き、多くのお客さまとより深い双方向のコミュニケーションを行うことで、お客さまのライフスタイルにあった快適な省エネルギーを実現します。

また、デマンドサイドとサプライサイドのデータを活用したエネルギーマネジメントの高度化を進めエネルギー需給の最適化を図ることで、適切な設備形成による事業コストの低減に繋がります。

これら「Challenge 2030」の主要施策に加え、エネルギー事業のベースである安全・安心かつ安定したエネルギー供給の確保に継続的に取り組むことで、事業基盤をより強固なものとし、持続的な成長を成し遂げながら脱炭素社会への備えを進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※詳細につきましては、6月30日(金) 17時より当社ウェブサイトにて
配信予定の株主総会当日の様態をご覧ください。



6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
北ガスジェネックス株式会社	80 百万円	100.0 %	LPGの供給および販売、石油製品の販売等
北ガスサービス株式会社	46	100.0	検針、ビジネスサポート事業、システム機器の販売等
北ガスジープレックス株式会社	300	100.0	ガス工事、エネルギー設備工事等
株式会社エナジーソリューション	350	100.0	エネルギーサービス事業等
株式会社北海道熱供給公社	3,025	78.5	冷温熱・電力の製造・供給および販売
北海道LNG株式会社	2,000	70.0	LNGの卸売・出荷・輸送およびLNG基地設備の賃貸等
北ガスフレアスト株式会社	23	100.0	ガス機器販売および付帯設備工事の設計・施工等

7. 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
ガス	都市ガスの製造・供給および販売、LNG販売
電力	電力の製造・供給および販売
エネルギー関連	LPGの供給および販売、ガス機器・ガス設備の販売・貸付けおよびこれに関連する工事ならびにガス工事、エネルギー設備工事、冷温熱の製造・供給および販売等
その他	水道検針、ビジネスサポート事業（建物管理、保険代理業、自動車販売等）、システム機器の販売

8. 主要な営業所および工場

(1) 当社

名称	所在地
本社	札幌市東区
小樽支店	小樽市入船
函館支店	函館市万代町
千歳支店	千歳市清水町
北見支店	北見市
石狩LNG基地	石狩市新港中央
函館みなと工場	函館市港町
北見工場	北見市中ノ島町

(2) 子会社

名称	所在地
北ガスジェネックス株式会社	札幌市東区
北ガスサービス株式会社	札幌市東区
北ガスジープレックス株式会社	札幌市白石区
株式会社エナジーソリューション	札幌市東区
株式会社北海道熱供給公社	札幌市東区
北海道LNG株式会社	札幌市東区
北ガスフレアスト株式会社	札幌市豊平区

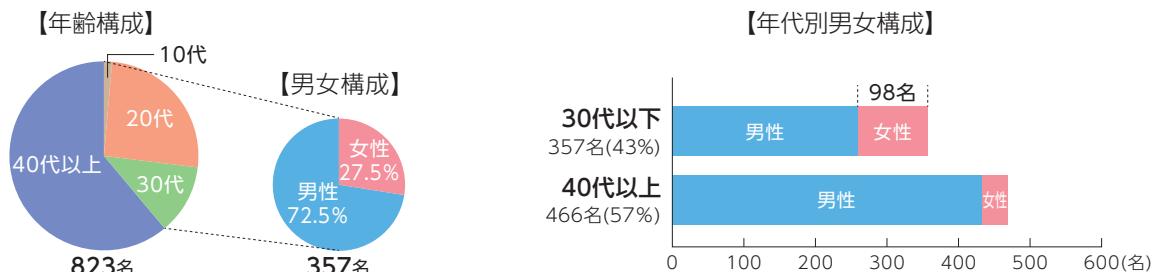
9. 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
ガス	687 名	- 9 名
電力	58	- 5
エネルギー関連	560	- 1
その他	68	+ 18
全社（共通）	103	+ 14
合計	1,476	+ 17

- (注) 1. 上記は常勤の従業員数について記載しております。
 2. 上記のほかに臨時従業員610名がおります。
 3. 全社（共通）は、総務および経理等の一般管理部門の従業員であります。

<ご参考> 当社社員（北海道ガス）の年齢構成および年代別男女構成（2023年3月31日現在）

積極的な新卒採用や女性採用の拡大により、30代以下の従業員数は約4割を占めており、そのうち約3割が女性社員となっております。



10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	4,917 百万円
株式会社北海道銀行	4,245
株式会社みずほ銀行	3,773
北海道信用農業協同組合連合会	3,322
株式会社日本政策投資銀行	2,935

2 株式に関する事項（2023年3月31日現在）

1. 発行株式数と株主数

項目	内容
発行可能株式総数	32,000,000株
発行済株式の総数	17,737,806株 (自己株式119,779株を含む)
株主数	8,485名 (うち個人その他8,187名)



【所有者別持株比率】

	前期末比
個人その他 36.73%	(-0.63%)
金融機関 37.70%	(+0.70%)
その他法人等 15.41%	(+0.03%)
外国法人等 8.27%	(+0.40%)
証券会社 1.86%	(-0.51%)

2. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,412 千株	8.01 %
東京瓦斯株式会社	854	4.85
日本生命保険相互会社	686	3.89
株式会社北海道銀行	685	3.89
株式会社北洋銀行	685	3.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	680	3.86
北海道瓦斯従業員持株会	561	3.18
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	525	2.98
北海道信用農業協同組合連合会	495	2.81
札幌市	448	2.54

(注) 持株比率は自己株式（119,779株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員および当社使用人等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行回次 (発行時の個数)	新株予約権の数(保有者数)			目的となる 株式の種類と数	新株予約権 1 個当たり		新株予約権の 権利行使期間
	取締役	執行役員等	合計		発行価額	行使価額	
第 1 回新株予約権 (459個)	49個 (2名)	154個 (7名)	203個 (9名)	当社普通株式 4,060株	21,700円	20円	2017年5月14日から 2032年5月13日まで
第 2 回新株予約権 (432個)	74個 (3名)	162個 (7名)	236個 (10名)	当社普通株式 4,720株	20,900円	20円	2018年5月14日から 2033年5月13日まで
第 3 回新株予約権 (427個)	95個 (4名)	161個 (7名)	256個 (11名)	当社普通株式 5,120株	20,600円	20円	2019年5月16日から 2034年5月15日まで
第 4 回新株予約権 (358個)	90個 (4名)	185個 (9名)	275個 (13名)	当社普通株式 5,500株	23,300円	20円	2020年5月15日から 2035年5月14日まで
第 5 回新株予約権 (421個)	157個 (5名)	216個 (10名)	373個 (15名)	当社普通株式 7,460株	21,660円	20円	2021年5月14日から 2036年5月13日まで
第 6 回新株予約権 (394個)	160個 (5名)	234個 (11名)	394個 (16名)	当社普通株式 7,880株	23,300円	20円	2022年5月16日から 2037年5月15日まで
第 7 回新株予約権 (605個)	253個 (5名)	352個 (11名)	605個 (16名)	当社普通株式 12,100株	22,400円	20円	2023年5月14日から 2038年5月13日まで
第 8 回新株予約権 (724個)	306個 (6名)	418個 (12名)	724個 (18名)	当社普通株式 14,480株	22,580円	20円	2024年5月14日から 2039年5月13日まで

- (注) 1. 株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は調整されており、1個当たり100株から20株に変更となっております。同様に、新株予約権1個当たりの行使価額も調整されております。
2. 当社は新株予約権を社外取締役および監査役には割り当てておりません。
3. 新株予約権の権利行使の際には、当社の自己株式を充当することとしております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行回次 (発行決議日)	新株予約権の数(交付者数)			目的となる 株式の種類と数	新株予約権 1 個当たり		新株予約権の 権利行使期間
	取締役	執行役員等	合計		発行価額	行使価額	
第 8 回新株予約権 (2022年4月28日)	317個 (6名)	407個 (12名)	724個 (18名)	当社普通株式 14,480株	22,580円	20円	2024年5月14日から 2039年5月13日まで

- (注) 1. 当社は新株予約権を社外取締役および監査役には割り当てておりません。
2. 新株予約権の権利行使の際には、当社の自己株式を充当することとしております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	大槻 博		
代表取締役社長	川村 智郷	社長執行役員 監査部・リスク管理担当 デジタルトランスフォーメーション・ 構造改革推進本部長	
取締役	土谷 浩昭	常務執行役員 産学連携推進担当	
取締役	井澤 文俊	常務執行役員 経営企画本部長	北海道LNG株式会社 代表取締役社長
取締役	前谷 浩樹	常務執行役員 生産供給本部長 供給事業部長 技術開発研究所・人材開発センター担当	
取締役	金沢 明法	常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長	
社外取締役	岡田 美弥子		北海道大学大学院経済学研究院 教授
社外取締役	小磯 修二		
監査役（常勤）	堤 信之		
社外監査役（常勤）	鈴木 貴博		
社外監査役	井上 唯文		
社外監査役	綿貫 泰之		北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 2022年6月24日開催の第176回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役の末長守人氏および中上英俊氏は退任し、川村智郷氏および小磯修二氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 社外役員の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
3. 鈴木貴博氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、岡田美弥子氏、小磯修二氏、鈴木貴博氏、井上唯文氏および綿貫泰之氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および社外監査役全員と会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。本契約は1年毎に契約更新しております。

- (1) 当該保険契約の被保険者の範囲
当社取締役および監査役全員（子会社役員を含む）
- (2) 当該保険契約の内容の概要
被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補償します。

4. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

- (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社は2022年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動の要素を取り入れた株式報酬により構成する。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬はストックオプションとし、事業年度ごとの業績に対する意識を高めるため役位に応じて設定した基準額に基づき、業績指標等を反映して個数を算定し、毎年一定の時期に割り当てる。

4. 金銭報酬の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど非金銭報酬のウェイトが高まる構成とする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、非金銭報酬は10%以内とする。（業績指標100%達成の場合）

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の金銭報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。また、非金銭報酬は、代表取締役会長の提案を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。なお、いずれの場合も、代表取締役会長を置かないときは、代表取締役社長がその任にあたる。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	175 (16)	168 (16)	6 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	51 (33)	51 (33)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	227 (50)	220 (50)	6 (-)	14 (6)

- (注) 1. 上記の人数および金額には、2022年6月24日開催の第176回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含んでおります。
2. 非金銭報酬の内容はストックオプションとして付与した新株予約権であり、割当の際の条件等は前ページの「4. 当事業年度に係る取締役および監査役等の報酬等」に記載しております。なお、当該報酬は、前年度の連結営業利益(5.6%)に基づき算定しております。また、当事業年度における交付状況は、「2」3. (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況」に記載しております。
3. 非金銭報酬の金額は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役6百万円)であります。
4. 役員の高額報酬の額は、2006年6月29日開催の第160回定時株主総会において、取締役は、年額3億円以内、監査役は年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役2名)、監査役の員数は5名(うち、社外監査役3名)です。また、2014年6月25日開催の第168回定時株主総会において、取締役に対し前記金銭報酬限度額の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の割当(社外取締役は対象外)を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役2名)です。
5. 取締役会は、代表取締役会長大槻 博氏に対し各取締役の高額報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知しており、総合的に各取締役の高額報酬額を決定できると判断したためであります。

5. 社外役員に関する事項

役員区分	氏名	取締役会 出席状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
社外取締役	岡田 美弥子	12/12回 (100%)	取締役会では、経営学の分野に関する専門的な知識と豊富な経験から積極的に意見を述べており、経営の監督と当社経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。	
	小磯 修二	10/10回 (100%)	取締役会では、地域経済・地域振興の分野に関する専門的な知識と豊富な経験から積極的に意見を述べており、経営の監督と当社経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。	
役員区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外監査役	鈴木 貴博	12/12回 (100%)	13/13回 (100%)	金融業務で培われた財務リスクに関する高い見識から適宜発言を行っております。
	井上 唯文	4/12回 (33%)	5/13回 (38%)	地域社会・経済に関する高い見識から適宜発言を行っておりますが、健康上の理由により、取締役会および監査役会に出席できない期間がありました。
	綿貫 泰之	12/12回 (100%)	13/13回 (100%)	企業経営に関する高い見識から適宜発言を行っております。

(注) 小磯修二氏については、就任後の状況を記載しております。

(ご参考) 2023年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりです。

社長執行役員	川村 智郷	監査部・リスク管理担当 デジタルトランスフォーメーション ・構造改革推進本部長	執行役員	栗田 哲也	エネルギーシステム部長 兼エネルギーシステムグループ マネージャー
常務執行役員	井澤 文俊	経営企画本部長 北海道LNG株式会社 代表取締役社長	執行役員	後藤 隆一郎	フレアスト事業担当 フレアスト事業担当部長 北ガスフレアスト株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	前谷 浩樹	生産供給本部長 供給事業部長 保安推進部・技術開発研究所・ 人材開発センター担当	執行役員	高橋 憲司	函館支店長
常務執行役員	金沢 明法	エネルギーサービス事業本部長	執行役員	今城 忠宣	第一営業部長
常務執行役員	八木 渉	総務人事部担当 総務人事部長 北ガスサービス株式会社 代表取締役社長	執行役員	梅村 卓司	北ガスジェネックス株式会社 代表取締役社長
執行役員	近藤 清隆	株式会社北海道熱供給公社 代表取締役社長 株式会社エナジーソリューション 代表取締役社長	執行役員	澁谷 聡	生産事業部長 石狩LNG基地所長
執行役員	大関 伸二	北ガスジープレックス株式会社 代表取締役社長	執行役員	宮本 伸司	監査部長
執行役員	山岸 泰	設備技術サービス事業部長 設備技術サービス部長			

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
28百万円
- (2) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額（(1)の金額を含む）
44百万円

(注) 1. 当社の監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告聴取を通じて、監査計画の内容や従前からの職務執行状況の妥当性・適切性を確認し、報酬見積りの算出根拠など精査・検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 上記(2)の対象となる子会社は、株式会社北海道熱供給公社および北海道LNG株式会社の2社であります。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、ガス事業託送収支計算規則に基づく証明書発行業務、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務、当社および子会社に対する各コンサルティング業務を、非監査業務として委託し対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の監査の品質、監査の有効性・効率性を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選考基準としております。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、前記の選考基準に照らし、監査役会にて審議のうえ、適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

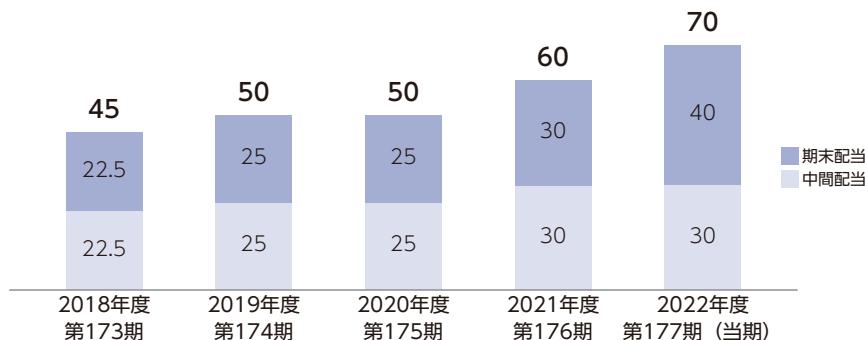
剰余金の配当等につきましては、「配当推移」のとおり継続的かつ安定的に配当を行うことを基本としております。

その上で、将来への成長投資として、情報プラットフォーム基盤整備、再生可能エネルギーの導入拡大、技術開発等継続的な投資が求められ、加えて昨今の世界の政治経済の状況から、有利子負債の削減等も急がれることを踏まえ、連結配当性向につきましては、30%を目標水準とし、引き続き株主さまへの適切な利益還元に努めてまいります。

このような方針のもと、当事業年度の剰余金の配当につきましては、一株につき30円の間配当を実施するとともに、期末配当につきましては、世界的に先行きが不透明な状況が続く中、原料調達を取り組み成果や業務改革の推進等により利益が拡大したことを踏まえ、一株につき40円と決定いたしました。これにより、当事業年度の年間配当は、前事業年度と比べて10円増配の、一株につき70円となります。

- (注) 1. 第162回定時株主総会の決議により、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。
2. 中間配当については昨年10月28日開催の取締役会、期末配当については本年5月31日開催の取締役会においてそれぞれ決議いたしました。

配当推移 (円)



※当社は2018年10月1日付で、当社普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。上記の各年度における配当は、当該株式併合後に換算し、掲載しております。

6 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

上記の体制（内部統制システム）の整備について、取締役会において決議した内容およびその運用状況の概要は、以下のとおりであります。なお、内部統制システムの運用状況については、2023年4月28日開催の取締役会において、適切に運用されている旨の報告をしております。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および従業員は、反社会的な勢力に屈せず毅然とした対応をとることを含め、北ガスグループ倫理方針・北ガスグループ行動規範を遵守し、誠実かつ公正な事業運営を行う。
- ②取締役会は、取締役会規則を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督する。
- ③取締役会は、社外取締役、社外監査役の招聘により、経営の客観性・透明性を確保する。
- ④取締役は、財務報告にかかわる信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告にかかわる内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
- ⑤監査役は、取締役の職務執行に関して、監査役会で定める監査役監査基準に基づき、監査を行う。
- ⑥会計監査人は、会計に関する取締役の職務執行に関して、企業会計審議会で定める監査基準に基づき、監査を行う。
- ⑦監査部は、内部監査規程に従い、業務、会計、情報システム等にかかわる諸状況について独立的な立場で監査を行う。
- ⑧取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議は、内部統制システムを整備する。内部統制を効果的に推進するために統制機能を統括する内部統制推進グループを設置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ⑨コンプライアンスに関して、従業員等からの相談・通報窓口を設置し、未然防止と早期解決の実効性を確保する。

<当該体制の運用状況>

- ・当社は、取締役および従業員に対し、当社グループの倫理法令遵守に対する取り組み姿勢を示した北ガスグループ倫理方針と従業者のとるべき行動や判断基準を示した北ガスグループ行動規範を定め、北ガスグループ各社共通の規範として運用しております。
- ・当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、加えて社外監査役3名を含む監査役4名が出席することにより、意思決定および監督の実効性を確保しております。また、監査役監査、会計監査および内部監査を通じて、当社グループの取締役および従業員の職務が法令および定款に基づき執行されていることを確認しております。
- ・当社は、従業員のコンプライアンス意識向上に向け、グループ全体での階層別の教育やハラスメント教育、社内広報誌やイントラネットを活用した周知・啓発といった取り組みを継続的に実施しております。また、「北ガスグループ倫理相談・通報制度管理規程」に基づき、当社グループ全体の内部通報・相談窓口のほか、主要なグループ各社にも窓口を設け、当社グループの事業活動におけるリスクの現実化の未然防止と早期発見・早期解決に努めております。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行にかかわる情報については、取締役会規則、稟議規程等に従って議事録、稟議書その他定められた文書を作成し、また、文書管理規程等に基づいて、定められた期間これを保存するなど適切に管理する。

<当該体制の運用状況>

・当社は、取締役会、常務会および経営会議等の議事録、会議資料および稟議書等を、取締役会規則をはじめとした各会議の規程および文書管理規程等に基づき作成し、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部統制規程に定めた内部統制推進体制において、当社およびグループ各社における事業目標達成の阻害要因を明らかにし、継続的に改善を図る。
- ②災害等のリスクへの措置については、保安規程、防災業務規程等に従い所定の体制およびBCP（事業継続計画）を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ③業務遂行に伴うリスクのうち、コンプライアンスに関するものは北ガスグループ倫理管理規程等に従い、情報セキュリティに関するものは北ガスグループ情報管理規程等に従うことで、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④その他の損失リスクについては、必要に応じてリスクヘッジに関するマニュアル等を整備し、当該リスクの軽減等に取り組む。

<当該体制の運用状況>

・当社は、リスク管理、コンプライアンス管理、情報管理について、それぞれグループ共通規程を定め、厳正な管理を行っています。

・ガス施設にかかわる災害予防対策、災害緊急措置および災害復旧のための諸施策の基本を定めた防災業務規程において非常災害時の体制を明記し、非常災害時に円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることができるよう定期的な教育・訓練を実施するとともに、地震等の大規模な自然災害の発生や感染症拡大による事業中断等の影響を最小限に留めるために、BCP（事業継続計画）を整備しております。

・北ガスグループにおけるサイバー攻撃への対応組織として「北ガスグループCSIRT（Computer Security Incident Response Team）」を設置し、インシデント発生時の被害を最小限に留めるための体制を構築するとともに、グループ全従業員へのセキュリティ教育の実施や標的型攻撃メール訓練の実施、情報機器管理の強化等、情報セキュリティ対策の取り組みを進めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。
- ②取締役および執行役員の職務を効率的に行うために、職制、業務分掌・職責権限規程等の社内規程を整備する。

<当該体制の運用状況>

・当社の取締役会は、原則月1回開催しており、社外取締役の客観的な発言により、客観性・透明性を確保するとともに、会議資料を事前配付し議論の質を高めるなど、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図っております。また、原則毎週、執行役員等で構成された常務会または経営会議を開催する中で、取締役会付議事項以外の業務執行に関わる重要事項を決定しており、明確な責任のもと迅速な意思決定に努めております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社に関する重要な事項は、当社の取締役会において決議する。
- ②グループ全体の健全な発展を図るため、当社と重要な子会社で構成するグループ経営会議を定期的に開催する。
- ③当社の経営企画部が、統括管理部門として、関係会社管理規程に則り、関係会社の管理と指導を行う。また、当社の監査部が内部監査規程、関係会社管理規程に則り、関係会社の内部監査を行う。
- ④当社の監査役、会計監査人は、法令の定めに基づき、定期的に重要な子会社の調査を行う。
- ⑤グループ全体に適用される内部統制規程を定め、グループ一体として統制を図る。北ガスグループ内部統制連絡会議を設置し、グループ各社への徹底を図る。
- ⑥グループ会社が営業成績・財務・経理・人事その他の経営上の重要事項を報告する手順を、関係会社管理規程に定める。また、リスクが発現した場合の情報伝達方法を北ガスグループ内部統制規程に定める。
- ⑦グループ全体のリスクマネジメントシステムを構築し、それに則りグループ各社がリスク管理を実施することを北ガスグループ内部統制規程に定める。
- ⑧中長期経営戦略の策定とそれに基づく主要経営目標の設定を行い、進捗についてはグループ経営会議等で定期的な実績管理を行うことにより、効率的かつ効果的な職務執行を確保する。
- ⑨グループ全体に適用される北ガスグループ倫理方針を定めるとともに、北ガスグループ倫理相談・通報窓口を設置する。

<当該体制の運用状況>

・当社は、取締役会、常務会、経営会議およびグループ経営会議において、子会社に関する重要事項を審議・決定するとともに、経営企画部が関係会社管理規程に基づき、日々の子会社の業務執行を管理しております。また、監査計画に基づき、監査役、会計監査人および監査部による子会社の監査を定期的実施しております。

・また、北ガスグループが一体となって内部統制を推進するために、子会社各社との情報交換および決定事項の報告等を行うことを目的とする北ガスグループ内部統制連絡会議を設置し、定期的な情報共有を行っております。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務執行および監査役会を補助すべき従業員として、専従スタッフを選任する。
- ②専従スタッフは、監査役の指揮命令に従うことを業務分掌・職責権限規程に定めるとともに、監査役からの指揮命令に従って職務を遂行する。
- ③専従スタッフの人事管理に関する事項については、監査役の同意を得る。

<当該体制の運用状況>

・当社は、監査役専従の従業員を配置した、執行部門から独立した監査役室を設置しており、当該従業員は業務分掌・職責権限規程のほか監査役会が定める規程等に基づき、監査業務を補助しております。なお、当該従業員の異動等の人事事項は監査役と協議のうえ決定しております。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ①監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。
- ②監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な決定や報告の把握ができ、また、各議事録、稟議書等の重要な書類を閲覧できる。
- ③取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、これを直ちに監査役に報告する。
- ④グループ会社の監査役、当社の経理部長および関係会社管理を担当する経営企画部長は、四半期ごとにグループ会社の状況について、監査役に報告する。
- ⑤当社の監査部は、グループ会社のリスク、コンプライアンスおよび内部通報情報等について、必要に応じ監査役に報告する。
- ⑥監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない旨を北ガスグループ内部統制規程に定める。

<当該体制の運用状況>

・当社の監査役は、取締役会のほか常務会および経営会議に出席するとともに、これらの会議の議事録のほか全社の稟議書を閲覧し、職務執行に必要な事項に関しては、随時取締役および従業員に対して報告を求め、監査の実効性の向上を図っております。加えて監査部は、リスクマネジメントおよび内部通報制度等の運用状況について監査役へ報告しております。また、従業員等が監査役へ報告したことを理由に不利益な取り扱いを受けた場合には、その内容について調査を行い、不利益に対し回復措置を求めることができる旨を定めております。

(8) 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役職務の執行について生じる費用等について、毎年、適切な予算を設ける。

<当該体制の運用状況>

・当社は、監査役職務の執行に伴い生じる費用について、執行部門から独立した監査役室において予算を計上しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。取締役会は、監査役が会計監査人、グループ会社の監査役および内部監査部門等と連携し、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。

<当該体制の運用状況>

- ・当社の監査役は、監査役監査基準に基づき、代表取締役との定期的な会合を行うとともに、必要に応じ、取締役および従業員から業務執行の報告を求めることができることとしております。また、グループ会社の監査役、会計監査人および監査部等と連携・調整することにより、実効性のある監査を実施しております。

本事業報告に記載の金額および株式に関する事項等につきましては、記載した数値未満の端数がある場合、原則としてこれを切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	133,987	固定負債	76,738
有形固定資産	116,777	社債	47,000
製造設備	24,651	長期借入金	19,031
供給設備	41,277	再評価に係る繰延税金負債	553
業務設備	11,306	退職給付に係る負債	4,810
その他の設備	37,991	ガスホルダー修繕引当金	100
建設仮勘定	1,550	保安対策引当金	939
無形固定資産	3,294	器具保証引当金	1,236
その他	3,294	熱供給事業設備修繕引当金	184
投資その他の資産	13,915	リース債務	1,750
投資有価証券	7,060	その他	1,132
退職給付に係る資産	926	流動負債	39,063
繰延税金資産	2,073	1年以内に期限到来の固定負債	8,764
その他	3,865	支払手形及び買掛金	9,553
貸倒引当金	△10	その他	20,745
流動資産	49,810	負債合計	115,801
現金及び預金	2,719	(純資産の部)	
受取手形、売掛金及び契約資産	19,682	株主資本	63,150
商品及び製品	683	資本金	7,515
原材料及び貯蔵品	18,745	資本剰余金	5,256
その他	8,032	利益剰余金	50,539
貸倒引当金	△51	自己株式	△160
資産合計	183,797	その他の包括利益累計額	2,677
		その他有価証券評価差額金	2,574
		土地再評価差額金	248
		退職給付に係る調整累計額	△146
		新株予約権	58
		非支配株主持分	2,109
		純資産合計	67,996
		負債純資産合計	183,797

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		174,840
売上原価		129,901
売上総利益		44,939
供給販売費及び一般管理費		31,596
営業利益		13,342
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	216	
持分法による投資利益	86	
受取賃貸料	289	
その他	295	902
営業外費用		
支払利息	356	
出向社員費用	188	
減損損失	147	
その他	158	849
経常利益		13,395
特別利益		
圧縮未決算特別勘定戻入額	408	408
税金等調整前当期純利益		13,803
法人税、住民税及び事業税	4,122	
法人税等調整額	△314	3,807
当期純利益		9,995
非支配株主に帰属する当期純利益		32
親会社株主に帰属する当期純利益		9,963

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,515	5,256	41,924	△169	54,527	2,402	248	△112	2,538	52	2,077	59,195
当期変動額												
剰余金の配当			△1,056		△1,056							△1,056
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,963		9,963							9,963
自己株式の取得				△1	△1							△1
自己株式の処分			△1	10	8							8
分割型の会社分割による減少			△289		△289							△289
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						172	-	△33	138	5	32	177
当期変動額合計	-	-	8,614	8	8,623	172	-	△33	138	5	32	8,800
当期末残高	7,515	5,256	50,539	△160	63,150	2,574	248	△146	2,677	58	2,109	67,996

連結注記表 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

北ガスジェネックス(株)、北ガスサービス(株)、北ガスジープレックス(株)、(株)エナジーソリューション、(株)北海道熱供給公社、北海道LNG(株)、北ガスフレアスト(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

北ガスフレアスト北見(株)、酪農協販商事(株)、北ガスライフフロント(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 なし

持分法を適用した関連会社の数 9社

主要な会社等の名称

(株)エネルギーサプライ、(株)サッポロエネルギーサービス、北ガスフレアスト北(株)、北ガスフレアスト函館北(株)、北ガスフレアスト函館南(株)、苫小牧バイオマス発電(株)、釧路エルエヌジー(株)、石狩LNG棧橋(株)、室蘭ガス(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社

主要な会社等の名称

北ガスフレアスト北見(株)、酪農協販商事(株)、北ガスライフフロント(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北ガスフレアスト(株)の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたり、北ガスフレアスト(株)につきましては12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、当社の千歳支店、石狩LNG基地並びに供給設備のうち天然ガス用設備、熱供給事業用設備、再生可能エネルギー発電関連設備及び一部の連結子会社は、定額法によっております。

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
導管	13～22年
機械装置及び工具器具備品	2～22年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

③ 保安対策引当金

ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、お客さまがガスをご使用にならない経年管等の対策に要する費用の見積額を計上しております。

④ 器具保証引当金

販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、翌事業年度以降の費用発生の見積額を計上しております。

⑤ 熱供給事業設備修繕引当金

熱供給事業設備の定期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 都市ガス事業

都市ガス事業においては、主に顧客へ都市ガスの供給・販売を行っております。当該ガス供給・販売については、「ガス事業会計規則」（1954年通商産業省令第15号）に則り、検針日基準にて収益を認識しております。

※検針日基準：毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする。

② 電力事業

電力事業においては、主に顧客へ電力の販売を行っております。当該電力販売については、顧客が電力を使用した時点で収益を認識することとしております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日まで生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（1年）による定額法により費用処理しております。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「減損損失」（前連結会計年度46百万円）は、重要性が高まったため、当連結会計年度は独立掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 事業用土地の再評価
当社グループは、土地再評価法（「土地の再評価に関する法律」1998年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。
再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価格に合理的な調整を行う方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。
再評価を行った年月日 2002年3月31日
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △81百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 263,746百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務
(1) 担保提供資産
その他の設備（工場財団他） 2,100百万円
(2) 担保に対応する債務
長期借入金 165百万円
（うち1年以内に期限到来の固定負債 53百万円）
4. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産
受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。
受取手形 407百万円
売掛金 18,116百万円
契約資産 1,079百万円
5. 契約負債
流動負債「その他」のうち、契約負債の残高は以下のとおりです。
契約負債 1,377百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 17,737,806株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月27日 取締役会	普通株式	528	30.0	2022年3月31日	2022年6月3日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	528	30.0	2022年9月30日	2022年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	704	40.0	2023年3月31日	2023年6月6日

3. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 35,140株

4. その他

当連結会計年度において、北ガスジープレックス（株）における不動産事業の一部を会社分割により移転したため、「分割型の会社分割による減少」として、利益剰余金が289百万円減少しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、グループ全体の資金効率を高める目的で、キャッシュ・マネジメント・システムによるグループ金融を実施しております。グループ各社の営業性資金を当社に集中し、不足額の資金調達に関しては、主に当社の社債等の直接調達及び金融機関からの間接調達により行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信開始時の信用調査にてリスクの低減を図っております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債・借入金等の使途は主に設備投資に係る長期資金であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、当連結会計年度の末日において変動金利の借入金はありません。なお、変動金利の借入を行う場合には、当該リスクをヘッジすることを目的として、金利スワップ取引を実施することがあります。

外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を実施しております。なお、金利スワップ・為替予約等デリバティブ取引は、社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

また、営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません（※2参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	4,201	4,201	－
(2) 社債	(52,000)	(51,281)	(△718)
(3) 長期借入金	(22,490)	(22,305)	(△185)

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,859

（※3）1年以内に期限到来の固定負債に含まれている長期借入金は、注記上、長期借入金に一括して掲記しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	4,201	－	－	4,201

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	51,281	－	51,281
長期借入金	－	22,305	－	22,305

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。
(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	524	4,108	3,583
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	107	93	△14
合計		632	4,201	3,569

(2) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	5,047	－	(*)	

(*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、買掛金の時価に含まれております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ガス	電力	エネルギー 関連	計		
一時点で移転される財及びサービス	20,496	—	17,007	37,503	1,268	38,771
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	89,447	28,086	16,491	134,025	191	134,216
顧客との契約から生じる収益	109,943	28,086	33,498	171,528	1,459	172,988
その他の収益	—	463	1,388	1,852	—	1,852
外部顧客への売上高	109,943	28,550	34,887	173,381	1,459	174,840

（注） 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、ITソリューション、不動産及び保険代理業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,693
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	18,523
契約資産（期首残高）	988
契約資産（期末残高）	1,079
契約負債（期首残高）	1,223
契約負債（期末残高）	1,377

契約資産は、主に電力販売において合理的に見積り認識した決算月の検針日から決算日までの収益にかかる未請求売掛金です。契約資産は、次月の検針に基づく請求時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主にガス工事・器具販売契約における顧客からの前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,059百万円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,736円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 565円62銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

金額の表示単位の変更

当連結会計年度より金額の表示単位を千円から百万円単位に変更しております。なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	116,338	固定負債	72,885
有形固定資産	95,523	社債	47,000
製造設備	22,380	長期借入金	18,795
供給設備	42,852	再評価に係る繰延税金負債	553
業務設備	10,930	退職給付引当金	3,502
附帯事業設備	18,017	資産除去債務	168
建設仮勘定	1,342	ガスホルダー修繕引当金	100
無形固定資産	3,169	保安対策引当金	939
その他無形固定資産	3,169	器具保証引当金	1,236
投資その他の資産	17,645	固定資産撤去損失引当金	136
投資有価証券	5,841	その他固定負債	453
関係会社投資	5,891	流動負債	38,702
関係会社長期貸付金	2,027	1年以内に期限到来の固定負債	8,364
長期前払費用	878	買掛金	7,460
前払年金費用	950	未払金	3,033
繰延税金資産	1,076	未払費用	4,004
その他投資	982	未払法人税等	2,646
貸倒引当金	△2	前受金	1,351
流動資産	49,402	預り金	61
現金及び預金	1,049	関係会社短期債務	6,302
受取手形	315	工事損失引当金	122
売掛金	14,235	コマーシャル・ペーパー	4,000
関係会社売掛金	2,669	その他流動負債	1,354
未収入金	3,363	負債合計	111,587
製品	36	(純資産の部)	
原料	17,803	株主資本	51,273
貯蔵品	833	資本金	7,515
前払費用	515	資本剰余金	5,275
関係会社短期債権	5,625	資本準備金	5,275
その他流動資産	3,000	利益剰余金	38,642
貸倒引当金	△45	利益準備金	775
資産合計	165,741	その他利益剰余金	37,867
		別途積立金	13,600
		繰越利益剰余金	24,267
		自己株式	△160
		評価・換算差額等	2,822
		その他有価証券評価差額金	2,573
		土地再評価差額金	248
		新株予約権	58
		純資産合計	54,154
		負債純資産合計	165,741

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
ガス事業売上高		
ガス売上	90,782	
事業者間精算収益	123	90,906
売上原価		
期首たな卸高	28	
当期製品製造原価	60,644	
当期製品自家使用高	2,461	
期末たな卸高	36	58,174
売上総利益		32,731
供給販売費	23,326	
一般管理費	2,364	25,690
事業利益		7,040
営業雑収益		
受注工事収益	3,102	
その他営業雑収益	8,697	11,799
営業雑費用		
受注工事費用	3,011	
その他営業雑費用	7,990	11,002
附帯事業収益		51,500
附帯事業費用		47,249
営業利益		12,089
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	227	
受取賃貸料	329	
雑収入	206	806
営業外費用		
支払利息	111	
社債利息	251	
社債発行費償却	74	
出向社員費用	256	
減損損失	147	
雑支出	126	968
経常利益		11,927
特別利益		
圧縮未決算特別勘定戻入額	408	408
税引前当期純利益		12,335
法人税等	3,629	
法人税等調整額	△252	3,376
当期純利益		8,958

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	7,515	5,275	5,275	775	13,600	16,367	30,743
当期変動額							
剰余金の配当						△1,056	△1,056
当期純利益						8,958	8,958
自己株式の取得							
自己株式の処分						△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,899	7,899
当期末残高	7,515	5,275	5,275	775	13,600	24,267	38,642

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△169	43,365	2,401	248	2,650	52	46,068
当期変動額							
剰余金の配当		△1,056					△1,056
当期純利益		8,958					8,958
自己株式の取得	△1	△1					△1
自己株式の処分	10	8					8
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			171	-	171	5	177
当期変動額合計	8	7,908	171	-	171	5	8,086
当期末残高	△160	51,273	2,573	248	2,822	58	54,154

個別注記表 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、千歳支店、石狩 LNG 基地並びに供給設備のうち、天然ガス用設備、熱供給事業用設備、及び再生可能エネルギー発電設備は定額法によっております。また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
導管	13～22年
機械装置及び工具器具備品	2～22年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却をしております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

- (3) ガスホルダー修繕引当金
球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
- (4) 保安対策引当金
ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、お客さまがガスをご使用にならない経年管等の対策に要する費用の見積額を計上しております。
- (5) 器具保証引当金
販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、翌事業年度以降の費用発生の見積額を計上しております。
- (6) 工事損失引当金
ガス機器工事に係る将来の損失発生に備えるため、当事業年度末の未引渡工事についての翌事業年度以降の損失発生見込額を見積り計上しております。
- (7) 固定資産撤去損失引当金
有形固定資産の撤去費用に伴う支出に備えるため、支出見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 都市ガス事業

都市ガス事業においては、主に顧客へ都市ガスの供給・販売を行っております。当該ガス供給・販売については、「ガス事業会計規則」（1954年通商産業省令第15号）に則り、検針日基準にて収益を認識しております。
※検針日基準：毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする。

② 電力事業

電力事業においては、主に顧客へ電力の販売を行っております。当該電力販売については、顧客が電力を使用した時点で収益を認識することとしております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日まで生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めておりました「減損損失」（前事業年度15百万円）は、重要性が高まったため、当事業年度は独立掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 事業用土地の再評価

当社は、土地再評価法（「土地の再評価に関する法律」1998年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価格に合理的な調整を行う方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △81百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 214,424百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 18,410百万円
仕入高 14,602百万円
営業取引以外の取引高 315百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 119,779株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産 退職給付引当金
繰延税金負債 前払年金費用

関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員兼任等	事業上の関係				
関連会社	石狩LNG 棧橋(株)	札幌市 東区	240	設備の所有・賃貸等	所有 直接 50%	1名	設備の賃借	貸付金の回収 利息の受取	139 14	関係会社 長期貸付金	2,027

(注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

* 資金の貸付については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,070円48銭
2. 1株当たり当期純利益	508円57銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

金額の表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円から百万円単位に変更しております。なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

北海道瓦斯株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中川隆之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島敏也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道瓦斯株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

北海道瓦斯株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中川隆之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島敏也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道瓦斯株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第177期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第177期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を調査いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

北海道瓦斯株式会社 監査役会

監査役(常勤) 堤 信 之 ㊟
社外監査役(常勤) 鈴木 貴 博 ㊟
社 外 監 査 役 井 上 唯 文 ㊟
社 外 監 査 役 綿 貫 泰 之 ㊟

以 上

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号		氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	再任	おおつき 大槻 ひろし 博	代表取締役会長	12回／12回 (100%)
2	再任	かわむら 川村 ちさと 智郷	代表取締役社長 社長執行役員 監査部・リスク管理担当 デジタルトランスフォーメーション・ 構造改革推進本部長	10回／10回 (100%)
3	再任	いざわ 井澤 ふみとし 文俊	取締役 常務執行役員 経営企画本部長	12回／12回 (100%)
4	再任	まえや 前谷 ひろき 浩樹	取締役 常務執行役員 生産供給本部長 供給事業部長 保安推進部・技術開発研究所・ 人材開発センター担当	12回／12回 (100%)
5	再任	かなざわ 金沢 あきのり 明法	取締役 常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長	12回／12回 (100%)
6	再任 社外 独立	おかだみやこ 岡田美弥子	社外取締役	12回／12回 (100%)
7	再任 社外 独立	こいそ 小磯 しゅうじ 修二	社外取締役	10回／10回 (100%)
8	新任 社外 独立	わたぬき 綿貫 やすゆき 泰之	社外監査役	12回／12回 (100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 岡田美弥子氏、小磯修二氏および綿貫泰之氏は社外取締役の候補です。
 3. 社外取締役候補者の各氏と当社との間では会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、各氏が選任された場合は当該契約を継続する予定です。なお、各氏との当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、それぞれ法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。
 4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は当社ウェブサイトに掲載している第177回定時株主総会招集ご通知の事業報告「[3](#)会社役員に関する事項」に記載のとおりです。各取締役候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 5. 綿貫泰之氏は、社外監査役としての取締役会出席状況を記載しております。

候補者番号

1

おお つき ひろし
大 槻 博

(1949年7月11日生)

再任



所有する
当社株式の数
47,340株

取締役在任年数
25年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年10月	当社入社	2015年10月	同代表取締役社長 社長執行役員
1998年6月	同取締役		エネルギーサービス事業本部長
2000年6月	同常務取締役	2021年4月	同代表取締役社長 社長執行役員
2002年6月	同代表取締役副社長		監査部・リスク管理担当
2008年4月	同代表取締役社長 社長執行役員 営業本部長	2022年6月	同代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

技術営業・生産供給などガス事業全般にわたる豊富な経験と高い知見を有し、2008年からは、代表取締役社長として当社グループの発展を牽引してまいりました。引き続き、取締役会議長として取締役会における業務執行の意思決定や監督機能の強化に寄与できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

かわ むら ち さと
川 村 智 郷

(1969年3月9日生)

再任



所有する
当社株式の数
2,600株

取締役在任年数
1年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年4月	当社入社	2022年4月	同執行役員 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長
2017年4月	同エネルギー企画部長		デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部長
2020年4月	同次世代プラットフォーム検討プロジェクト部長	2022年6月	同代表取締役社長 社長執行役員 監査部・リスク管理担当 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長（現任）
2021年4月	同執行役員 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部長		

取締役候補者とした理由

経営企画全般に加え、電力事業の立ち上げ、デジタルトランスフォーメーションの推進による事業構造の変革など、新たな分野での経験を積み重ねてまいりました。2022年6月からは、代表取締役社長として、北ガスグループ経営計画「Challenge 2030」の推進に取り組み、これからもグループを牽引できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

井澤 文俊

(1964年12月19日生)

再任



所有する
当社株式の数
10,040株

取締役在任年数
6年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社	2017年 6月	同取締役 常務執行役員 経営企画本部長 経営企画部長
2014年 3月	同営業副本部長付 北ガスフレ アスト南株式会社出向	2019年 6月	同取締役 常務執行役員 北海道LNG株式会社代表取締 役社長 (現任)
2015年 4月	当社執行役員 企画部長	2021年 4月	当社取締役 常務執行役員 経営企画本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

取締役として経営企画全般、原料調達を担当しているほか、企業経営や財務における高い見識も有しており、再生可能エネルギーの開発や住宅賃貸事業の立ち上げ、および、北ガスグループ経営計画「Challenge 2030」の策定を主導いたしました。また、これらの経験を活かし、今後も経営課題の推進、安定的かつ適切な資源調達などに寄与できると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

前谷 浩樹

(1967年8月12日生)

再任



所有する
当社株式の数
6,400株

取締役在任年数
4年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年 4月	当社入社	2021年 4月	同取締役 常務執行役員 生産供給本部長 デジタルトランスフォーメーシ ョン・構造改革推進部担当
2014年 4月	同エネルギービジョンプロジェ クト部長	2023年 4月	同取締役 常務執行役員 生産供給本部長 供給事業部長 保安推進部・技術開発研究所・ 人材開発センター担当 (現任)
2015年 4月	同執行役員 スマートエネルギーシステム& ネットワーク推進副本部長 兼エネルギービジョンプロジェ クト部長	2019年 6月	同取締役 常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長

取締役候補者とした理由

取締役としてエネルギーサービス事業本部長や生産供給本部長を歴任し、電力事業の立ち上げやデジタルトランスフォーメーション部門の立ち上げを担うなど、幅広く当社施策を主導いたしました。また、技術開発研究所の担当も担っており、当社の技術分野を牽引しております。これらの経験を活かし、今後も「安全・安心・安定供給」の強化や省エネ、脱炭素に係る技術開発の分野で経営に寄与できると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

5

かな ざわ あき のり
金 沢 明 法

(1964年8月8日生)

再任



所有する
当社株式の数
6,400株

取締役在任年数
3年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2008年4月 同監査室長
2012年4月 同千歳支店長
2014年4月 同執行役員
営業企画部長

2017年4月 同執行役員
フレアスト新会社担当
北ガスフレアスト株式会社
代表取締役社長

2020年6月 当社取締役 常務執行役員
エネルギーサービス事業本部長
(現任)

取締役候補者とした理由

グループ会社の経営経験を有しているほか、本社・支店・グループ会社等の様々な立場で営業・マーケティングを担当し、着実な実績を上げております。今後もさらなる天然ガスの普及拡大・お客さまとの関係強化に加え、省エネサービスの推進などに寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

おか だ み や こ
岡 田 美 弥 子

(1964年7月31日生)

再任

社外

独立



所有する
当社株式の数
1,900株

社外取締役
在任年数
4年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2001年4月 北海道大学大学院経済学研究科
講師
2003年4月 同助教
2007年4月 同准教授

2018年10月 北海道大学大学院経済学研究科
教授 (現任)

2019年6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

北海道大学大学院経済学研究科の教授を務め、経営学の分野について専門的な知見と豊富な経験を有しており、2019年から当社社外取締役を務めております。今後も社外取締役として当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことができると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

候補者番号

7

こ いそ しゅう じ
小磯 修二 (1948年5月14日生)

再任 社外 独立



所有する
当社株式の数
400株

社外取締役
在任年数

1年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年4月	北海道開発庁 入庁	2017年4月	一般社団法人 地域研究工房 代表理事 (現任)
1989年4月	北海道開発局 国際室長	2020年4月	北海道大学公共政策大学院 客員教授 (現任)
1999年4月	釧路公立大学教授 地域研究センター長	2020年6月	公益社団法人 北海道観光振興 機構 会長
2008年4月	釧路公立大学学長	2022年6月	当社社外取締役 (現任)
2012年9月	北海道大学公共政策大学院 特任教授	2023年4月	北海道文教大学 特任教授 地域創造研究センター長 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

北海道開発庁企画調整官や釧路公立大学学長を歴任するなど、地域経済・地域振興について専門的な知見と豊富な経験を有しており、2022年から当社社外取締役を務めております。今後も社外取締役として当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことができるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

候補者番号

8

わた ぬき やす ゆき
綿貫 泰之 (1962年1月8日生)

新任 社外 独立



所有する
当社株式の数
0株

社外監査役
在任年数

2年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月	日本国有鉄道に入る	2018年6月	同常務取締役 総合企画本部長
2005年6月	北海道旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 営業推進本部 業部長	2020年6月	同取締役副社長
2011年11月	同取締役 総務部長	2021年6月	当社 社外監査役 (現任)
2016年6月	同取締役 函館支社長	2022年6月	北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

2022年から北海道旅客鉄道株式会社の代表取締役社長を、また、2021年からは当社社外監査役を務めております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことができると判断し、社外取締役候補者となりました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）は任期満了となります。つきましては監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位
1	新任	つちや 土谷 ひろあき 浩昭	取締役
2	新任 社外 独立	まつしま 松嶋 かずふさ 一重	
3	新任 社外 独立	のざき 野崎 きよし 清史	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、松嶋一重氏は株式会社日本政策投資銀行の取締役常務執行役員であり、同行は、当社の主要な資金の借入先です。なお、同氏は2023年6月26日をもって同社を退職する予定です。
2. 野崎清史氏はさっぽろ青少年女性活動協会の理事長です。同氏は2023年6月23日をもって同協会を退職する予定です。
3. 松嶋一重氏および野崎清史氏は社外監査役の候補者です。
4. 当社は松嶋一重氏および野崎清史氏が選任された場合は、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を新たに締結する予定です。なお当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は当社ウェブサイトに掲載している第177回定時株主総会招集ご通知の事業報告「[3](#)会社役員に関する事項」に記載のとおりです。各監査役候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

候補者番号

1

つち や ひろ あき
土谷 浩 昭

(1960年7月25日生)

新任



所有する
当社株式の数
11,100株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社
2006年 4月 同人事担当部長
2007年 4月 同経営企画担当部長兼料金企画
担当部長
2011年 4月 同執行役員
営業副本部長
お客さま部長兼営業企画部長

2014年 6月 同取締役 常務執行役員
ICT推進部・総務人事部・人
材開発センター・内部統制推進
室・リスク管理担当
2017年 4月 同取締役 常務執行役員
技術&情報基盤整備本部長
人材開発センター・監査部・
リスク管理担当
2022年 4月 同取締役 常務執行役員
産学連携推進担当
2023年 4月 同取締役 (現任)

監査役候補者とした理由

2014年から取締役として、ICT・総務人事・監査などの分野を担当し、当社におけるコーポレートガバナンスの強化に貢献してまいりました。組織運営に関する幅広い知識と経験を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者いたしました。

候補者番号

2

まつ しま かず ふさ
松 嶋 一 重

(1965年8月26日生)

新任 社外 独立



所有する
当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1988年 4月 北海道東北開発公庫入庫
2012年 4月 株式会社日本政策投資銀行
法務・コンプライアンス部長
2015年 6月 同北海道支店長

2019年 6月 同執行役員内部監査担当
2020年 5月 同常務執行役員
2022年 6月 同取締役 常務執行役員 (現任)

社外監査役候補者とした理由等

長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する高い見識はもとより、法務・コンプライアンス分野や監査等の豊富な経験を有しております。これらの専門性および経験を活かし、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出る予定です。

候補者番号

3

の ざき きよ し
野 崎 清 史 (1958年3月15日生)

新任 社外 独立



所有する
当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年4月	札幌市採用	2015年5月	同総務局長
2008年4月	同病院局経営管理室経営管理部長	2017年4月	同交通事業管理者
2011年4月	同市民まちづくり局地域振興部長	2018年3月	札幌市退職
2013年4月	同財政局契約管理担当局長	2018年6月	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会 理事長（現任）

社外監査役候補者とした理由等

長きにわたり地方自治体に在籍し、地域社会・行政運営に関する高い見識はもとより、地方公営企業の経営に関する経験を有しております。これらの専門性や経験を活かし、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出る予定です。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠社外監査役候補者は次のとおりであります。

とみ かわ やす し
富川 泰志 (1962年3月23日生)

社外 独立



所有する
当社株式の数
0株

● 略歴、地位および重要な兼職の状況

1996年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
野田総合法律事務所勤務
2000年 4月 旭川弁護士会に登録替
富川法律事務所を開設・
代表就任（現任）

2009年 4月 旭川弁護士会会長
日本弁護士連合会理事
2015年10月 旭川地方裁判所および旭川簡易
裁判所民事調停委員（現任）

● 補欠社外監査役候補者とした理由等

長きにわたり弁護士を務め、法令についての高度な能力・見識に基づき、社外監査役として適切に職務を遂行できるものと判断したことから、補欠社外監査役候補者といたしました。当社は、同氏が選任され、社外監査役に就任した場合に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 同氏と、当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、同氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を新たに締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は当社ウェブサイトに掲載している第177回定時株主総会招集ご通知の事業報告「[3](#) 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。同氏が選任され、社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

<ご参考>取締役、監査役のスキルマトリックス

当社の取締役、監査役候補者が保有する各スキルの詳細は以下のとおりです。

		企業経営	財務・会計	法務・ リスク管理	営業・ マーケティング	DX・ICT	生産・供給・ 保安	省エネ・再エ ネ・脱炭素	地域に関 する知見
取締役	大槻 博	●	●	●	●	●	●	●	●
	川村 智郷	●		●	●	●		●	
	井澤 文俊	●	●					●	●
	前谷 浩樹				●	●	●	●	
	金沢 明法	●		●	●		●	●	
	岡田美弥子	●			●				
	小磯 修二							●	●
	綿貫 泰之	●			●				
監査役	土谷 浩昭		●	●	●	●			
	松嶋 一重		●	●					
	野崎 清史			●					●
	補欠監査役 富川 泰志			●					●

※上記一覧は、各氏が有するすべての知見・経験を表すものではありません。

以 上

株主総会会場のご案内



札幌市東区北七条東二丁目1番1号 北ガスグループ本社ビル 2階

会場には駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関等をご利用願います。



アクセス

JR「札幌駅」

東改札口より 徒歩8分

A ①東改札口より、北口の案内看板に向かって進み、建物を出ます。



②建物を出て、東へ真っすぐ進みます。



地下鉄「さっぽろ駅」

16番出口より 徒歩5分

B 16番出口を出て、東へ真っすぐ進みます。



株式事務のご案内

事業年度
定時株主総会
配当基準日
公告方法

毎年4月1日から翌年3月31日まで

毎年6月

期末：毎年3月31日 中間：毎年9月30日

電子公告により当社ウェブサイトに掲載
(<https://www.hokkaido-gas.co.jp/>)

※ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

定時株主総会の決議結果
郵便物送付先および
株式等問合せ先

金融庁が定める臨時報告書を金融庁の電子開示システムEDINETおよび当社ウェブサイトに掲載
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

TEL 0120-782-031 (受付時間：平日9：00～17：00)